



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

○大和高田市立看護専門学校授業料入学考査料徴収条例の一部を改正する  
条例……………(市立病院総務企画課) …… 4

### 規則

○大和高田市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則……………(社会福祉課) …… 4  
○大和高田市庁舎管理規則の一部を改正する規則……………(財産管理課) …… 9  
○一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……10  
○大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則……………(市民課) ……10

### 訓令

○大和高田市談合情報対応マニュアルの一部を改正する訓令……………(契約監理室) ……11  
○大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令……………(市民課) ……12

### 告示

○大和高田市郵便入札実施要綱の一部を改正する告示……………(契約監理室) ……12  
○大和高田市業者選定等審査会要綱の一部を改正する告示……………( ) ……12  
○大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示……………( ) ……13  
○指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定……………(社会福祉課) ……13  
○6月市議会定例会の招集……………(財政課) ……14  
○公示送達……………(税務課) ……14  
○引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……14  
○公印の作成……………(財産管理課) ……15  
○平成24年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)の要領の公表……………(財政課) ……15  
○違反広告物の保管……………(都市計画課) ……16  
○公示送達……………(税務課) ……16  
○放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……16  
○引取りのない自転車等の処分……………( ) ……17

### 公告

○片塩中学校間仕切設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……18  
○土庫小学校便所改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……20  
○曙町共同浴場解体工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……22  
○浮孔保育所耐震改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……24  
○菅原幼稚園火災復旧工事に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……26  
○農用地利用集積計画……………(産業振興課) ……28  
○測量業務委託(田井他)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……28  
○消防設備定期点検業務(市内8小学校)に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……30  
○消防設備定期点検業務(市内3中学校・市内7公立幼稚園・市内8公立保育所)に関する条件付き一般競争入札公告……………( ) ……32

|  |    |
|--|----|
| ○特殊建築物定期調査業務及び建築設備定期検査業務(市内8小学校)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……                              | 34 |
| ○特殊建築物定期調査業務(市立商業高校・市内3中学校)及び建築設備定期検査業務(市立商業高校・市内3中学校・市内7公立保育所)に関する条件付き一般競争入札公告……………( 〃 ) …… | 36 |
| ○高5北片塩町地内管渠工事(73)・給排水管移設工事(G73)・配水管布設替工事(北片塩町)に関する条件付一般競争入札公告……………( 〃 ) ……                   | 38 |
| ○給配水管漏水調査業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………( 〃 ) ……   | 40 |
| <b>教育委員会</b>   |    |
| ○教育委員会7月定例委員会の招集……………(教育総務課) ……  | 42 |
| <b>選挙管理委員会</b>   |    |
| ○選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……   | 43 |
| <b>農業委員会</b>   |    |
| ○農業委員会7月定例委員会の招集……………(農業委員会) ……  | 43 |
| <b>公営企業</b>  |    |
| ○指定給水装置工事事業者の指定……………(水道工務課) ……   | 43 |

公布された条例のあらまし

◇大和高田市立看護専門学校授業料入学考査料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

平成25年4月以後に、大和高田市立看護専門学校に入学する者から入学金を徴収できるよう規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 題名を大和高田市立看護専門学校授業料等徴収条例に改めます。
- (2) 市長は、必要があると認めた者に対して授業料を減額若しくは免除し、又は分割して納付させることができることとします。
- (3) 転学した者に対して授業料の還付をできる規定を加えます。
- (4) 入学金の規定を新たに設け、入学金の額は100,000円(大和高田市内の在住者にあつては50,000円)とし、入学意思表示通知書受理の際徴収します。
- (5) その他規定の整備を行います。

3 施行期日

公布の日(平成24年6月22日)

**条 例**

**条例第17号**

大和高田市立看護専門学校授業料入学検査料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立看護専門学校授業料入学検査料徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市立看護専門学校授業料入学検査料徴収条例(昭和61年条例第20号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市立看護専門学校授業料等徴収条例

第1条中「授業料及び入学検査料」を「授業料、入学検査料及び入学金」に改める。

第2条中「授業料」の次に「の額」を加える。

第4条中「学資困難その他特別の事情」を「必要」に、「減免」を「減額若しくは免除」に、「又は」を「、又は」に、「せしめる」を「させる」に改める。

第5条中「退学」の次に「し、転学し、」を加える。

第6条第1項中「入学検査料」の次に「の額」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(入学金)

第7条 入学金の額は100,000円(大和高田市内の在住者にあつては50,000円)とし、入学意思表示通知書受理の際、これを徴収する。

2 既納の入学金は、いかなる事由があつても還付しない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和高田市立看護専門学校授業料等徴収条例第7条の規定は、平成25年4月以後に入学する者に係る入学金について適用する。

**規 則**

**規則第18号**

大和高田市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事

項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 障害者自立支援法第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請の内容を審査し、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を行う場合は指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定通知書(様式第2号)により、指定を行わない場合は指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入り口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更等の届出)

第3条 障害者自立支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者自立支援法施行規則第34条の60及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式第4号)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(様式第5号)により、それぞれ行うものとする。

(事業所情報の提供)

第4条 市長は、第2条及び前条の規定による指定又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定等の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 指定特定相談支援事業所番号又は指定障害児相談支援事業所番号

(公示)

第5条 市長は、障害者自立支援法第51条の30及び児童福祉法第24条の37の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 指定特定相談支援事業所番号又は指定障害児相談支援事業所番号

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

|      |  |
|------|--|
| 受付番号 |  |
|------|--|

指定特定相談支援事業所・ 指定申請書

指定障害児相談支援事業所

年 月 日

大和高田市長 殿

申請者 所在地  
(設置者)  
名 称

代表者 印

障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|   |                |                    |                         |       |
|---|----------------|--------------------|-------------------------|-------|
| 申請者<br>(設置者)                            | フリガナ           |                    |                         |       |
|   | 名 称            |                    |                         |       |
|   | 本店又は主たる事務所の所在地 |                    | (郵便番号 - )<br>県 郡・市      |       |
|   | 法人である場合その種別    |                    | 法人所轄庁                   |       |
|   | 連絡先            | 電話番号               | FAX番号                   |       |
|   | 代表者の職・氏名       | 職名                 | フリガナ                    | 氏 名   |
| 代表者の住所                                  |                | (郵便番号 - )<br>県 郡・市 |                         |       |
| 指定を受けようとする事業の種類                         | フリガナ           |                    |                         |       |
|   | 名 称            |                    |                         |       |
|   | 事業所の所在地        |                    | (郵便番号 - )<br>県 郡・市      |       |
|   | 事業の種類          | 実施事業               | 指定申請をする事業の<br>事業開始予定年月日 | 様式 備考 |
|   | 特定相談支援事業       |                    |                         | 付表    |
|   | 障害児相談支援事業      |                    |                         | 付表    |
| 既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記載してください。         |                |                    |                         |       |
| 事業所番号                                   |                |                    |                         | 指定年月日 |
| 既に特定相談支援事業(地域移行支援)の指定を受けている場合は記載してください。 |                |                    |                         |       |
| 事業所番号                                   |                |                    |                         | 指定年月日 |
| 既に特定相談支援事業(地域定着支援)の指定を受けている場合は記載してください。 |                |                    |                         |       |
| 事業所番号                                   |                |                    |                         | 指定年月日 |
| 介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記載してください。     |                |                    |                         |       |
| 事業所番号                                   |                |                    |                         | 指定年月日 |
| 介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記載してください。     |                |                    |                         |       |
| 事業所番号                                   |                |                    |                         | 指定年月日 |

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」「医療法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄には、今回申請する相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 5 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の申請も併せて申請すること。

様式第2号(第2条関係)

指定特定相談支援事業所・ 指定通知書  
指定障害児相談支援事業所

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 吉田 誠 克 印

年 月 日付けで申請のあった指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所指定申請については、下記のとおり指定事業者として指定したので通知します。

記

- 1 申請者（設置者）の名称
- 2 事業所の名称
- 3 事業の種類  
( 特定相談支援事業 ・ 障害児相談支援事業 )
- 4 事業所番号

様式第3号（第2条関係）

指定特定相談支援事業所・  
指定障害児相談支援事業所

指定申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所指定申請については、下記の理由により却下します。

記

- 1 申請者（設置者）の名称
- 2 事業所の名称
- 3 却下の理由

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのい

いずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。様式第4号(第3条関係)

変更届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

事業者 所在地  
名 称  
代表者

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

|              |   |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
|--------------|---|-------|--|--|--|--|-------|--|--|--|--|--|--|
|              |   | 事業所番号 |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 指定内容を変更した事業所 |   | 名 称   |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
|              |   | 所 在 地 |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 変更があった事項     |   | 変更の内容 |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 1            | 事業所(施設)の名称                                  | (変更前) |  |  |  |  | (変更後) |  |  |  |  |  |  |
| 2            | 事業所(施設)の所在地(設置の場所)                          |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 3            | 申請者(設置者)の名称                                 |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 4            | 本店又は主たる事務所の所在地                              |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 5            | 代表者の氏名及び住所                                  |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 6            | 定款・寄附行為及びその登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 7            | 事業所の平面図及び設備の概要                              |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 8            | 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴                      |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 9            | 相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴                      |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 10           | 運営規程  |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 11           | 請求に関する事項                                    |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 12           | 役員の氏名、生年月日及び住所                              |       |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |
| 変更年月日        |   | 年 月 日 |  |  |  |  |       |  |  |  |  |  |  |

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。  
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第5号(第3条関係)

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

事業者 所在地  
 名称  
 代表者 印

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしましたので届け出ます。

|   |       |              |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|-------|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
|   | 事業所番号 |              |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 廃止(休止・再開)する事業所                              | 名称    |              |  |  |  |  |  |  |  |  |
|   | 所在地   |              |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 廃止・休止・再開した年月日                               |       | 年 月 日        |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 廃止・休止した理由                                   |       |              |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 現に計画相談支援又は障害児相談支援を受けていた者に対する措置(廃止・休止した場合のみ) |       |              |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 休止予定期間                                      |       | 年 月 日～ 年 月 日 |  |  |  |  |  |  |  |  |

- (注) 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。  
 2 再開の日から10日以内に届け出てください。  
 3 廃止・休止の日の1月前までに届け出てください。

**規則第19号**

大和高田市庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大和高田市庁舎管理規則(昭和40年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第4条に次の1項を加える。

3 防火管理者の任務は、消防法の定めるところによる。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「その委任を受けた者」を「庁舎管理責任者」に、「守ら」を「守るとともに常に庁舎の維持保全について積極的に協力し」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(庁舎管理責任者)

第3条 庁舎に庁舎管理責任者を置き、次の各号に定める区分により、当該各号に定めるものをもって充てる。

- (1) 市役所の庁舎(議会が使用する室を除く。) 財務部長
- (2) 議会が使用する室 議会事務局長
- (3) その他の出先機関の庁舎 当該出先機関の長

第13条及び第14条中「その委任を受けた者」を「庁舎管理責任者」に改める。

第15条中「倉庫」の次に「、書庫」を加え、同条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(警察への通報等)

第15条 市長又は庁舎管理責任者は、前条第2項の規定による命令に従わなかったときその他庁舎の秩序の維持又は災害の防止のため必要と認めるときは、速やかに警察へ通報し、支援を要請するものとする。

(拾得物及び放置自転車等の取扱い)

第16条 庁舎内での拾得物及び放置自転車等の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 金銭及びこれに類するものは、速やかに遺失者へ返還し、又は警察へ届けるものとする。
- (2) 庁舎内に放置された自転車その他の物品については、撤去命令文書を添付した後2月経過したものは庁舎管理責任者において撤去し、その日から6月を経過したものは庁舎管理責任者において処分する。
- (3) 前2号に掲げるものに属さないものについては、庁舎管理責任者において処分することができる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**規則第25号**

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成23年12月」を「平成24年6月」に改める。

附 則

この規則は、平成24年6月1日から施行する。

**規則第26号**

大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月21日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則

(大和高田市行政組織規則の一部改正)

第1条 大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項市民部の部市民課の款窓口係の項第5号中「外国人登録」を「中長期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務」に改める。

(大和高田市公印規則の一部改正)

第2条 大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表専用公印1の項中「外国人登録」を削り、同表専用公印11及び12の項中「外国人登録」を「特別永住者事務」に改め、同表専用公印14の項中「国民健康保険課長」を「保険医療課長」に改め、同表に次の1項を加える。

|    |     |        |               |                            |      |   |
|----|-----|--------|---------------|----------------------------|------|---|
| 23 | 市長印 | 大和高田市長 | 縦3mm<br>横15mm | 中長期在留者及び特別永住者の居住地等届出に関する事務 | 市民課長 | 1 |
|----|-----|--------|---------------|----------------------------|------|---|

(大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則(昭和59年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「又は外国人登録原票に登録」を削る。

(大和高田市印鑑条例施行規則の一部改正)

第4条 大和高田市印鑑条例施行規則(昭和57年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号を次のように改める。

(3) 在留カード(本人の写真が貼付されたもの)又は特別永住者証明書様式第1号中「・外国人登録証明書」を削る。

(大和高田市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部改正)

第5条 大和高田市生活管理指導員派遣事業実施規則(平成12年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により外国人登録原票に登録されている者」を削る。

(大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部改正)

第6条 大和高田市妊婦健康診査実施規則(平成21年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により外国人登録原票に登録されている者」を削る。

(大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則の一部改正)

第7条 大和高田市中小企業者の金融の円滑化及び金融負担の軽減に関する規則(平成23年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「(外国人にあっては、本市の外国人登録原票に登録されている居住地)」を削る。

第6条第1項第2号ウ(ア)中「(外国人にあっては、本市の外国人登録原票に登録されていないこと。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(大和高田市印鑑条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の大和高田市印鑑条例施行規則様式第1号の規定により作成された様式で残品のあるものについては、第4条の規定による改正後の大和高田市印鑑条例施行規則様式第1号の規定にかかわらず、所要の調整をして残品の限度で使用することができる。

## 訓 令

### 訓令第9号

大和高田市談合情報対応マニュアルの一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市談合情報対応マニュアルの一部を改正する訓令

大和高田市談合情報対応マニュアル(平成21年訓令第9号の2)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長は、2」を「委員会の委員長(以下「委員長」という。))は、2」に、「委員会の委員長(以下「委員長」という。))」を「委員長」に、「1社」を「1者」に、「第96条の3第1項」を「第96条の6第1項」に改める。

様式第4号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

**訓令第12号**

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年6月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令

大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2第3項第3号ク中「外国人登録」を「中長期在留者の居住地等届出事務及び特別永住者事務」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

**告 示****告示第47号**

大和高田市郵便入札実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市郵便入札実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市郵便入札実施要綱(平成21年8月28日告示第82号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「より」を「から」に改める。

第6条第1項中「を選任し」を「選任し、」に改める。

第8条第1号中「第4条」を「第3条」に改める。

第10条を次のように改める。

(再度公告入札等)

第10条 初度の開札の結果、規則第13条の3各号のいずれかに該当するとき又は規則第19条の3の規定により入札が不成立となったときは、規則第13条の3の規定に基づく再度公告入札又は規則第19条の2の規定に基づく再度指名競争入札を行うものとし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約は行わないものとする。ただし、緊急の必要により入札に付す時間的余裕がない場合又は市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**告示第51号**

大和高田市業者選定等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市業者選定等審査会要綱の一部を改正する告示

大和高田市業者選定等審査会要綱(平成14年告示第72—2号)を次のように改正する。

第1条中「、大和高田市上下水道部及び大和高田市土地開発公社」を削る。

第3条第1項第3号エを次のように改める。

エ 1件の予定価格が1,000万円以上の物品購入等業務。ただし、製造の請負については、1件の予定価格が2,000万円以上の業務

第3条第1項第3号中オを削り、カをオとし、同項第5号エを次のように改める。

エ 1件の予定価格が1,000万円以上の物品購入等業務。ただし、製造の請負については、1件の予定価格が2,000万円以上の業務

第3条第1項第5号中オを削り、カをオとする。

第4条第4項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 環境建設部理事

第12条第2項第1号中「環境建設部長」の次に「環境建設部理事又は上下水道部長のうちから審査会の会長が指名する者」を加え、同条第3項中「副会長は、」の次に「専門部会の」を加え、同条第5項第3号から第7号までを次のように改める。

(3) 環境衛生課

(4) 生涯学習課

(5) 文化振興課

(6) 市立病院総務企画課

(7) 前各号のほか、専門部会の会長が指定する課

第12条第6項中「ほか、」の次に「審査会の」を、「について」の次に「専門的に」を加え、「委員は、会長」を「会長は審査会の会長が指名する部の長を、副会長及び委員は専門部会の会長」に改め、同条第7項中「会長及び」を「専門部会の会長及び」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 前3項の規定にかかわらず、専門部会の会長が必要と認めるときは、当該課の長又は次席の職員以外の職員を委員とすることができる。

第14条第1項中「建設工事等専門部会」を「専門部会」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の大和高田市業者選定等審査会要綱の規定によりなされた大和高田市業者選定等審査会による市発注業務に係る入札及び契約についての調査審議は、改正後の大和高田市業者選定等審査会要綱の規定によりなされた調査審議とみなす。

## 告示第59号

大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示

大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)を次のように改正する。

別表第2中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 告示第75号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第51条の20及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28の規定により、次の者を指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者指定したので告示します。

平成24年6月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

|  |   |
|--|---|
| 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 社会福祉法人 せせらぎ会<br>御所市室130番地                       |
| 指定等に係る事業所の名称及び所在地                              | コッペ高田ヒルズ<br>大和高田市神楽1-3-12-201                   |
| 指定等の年月日  | 平成24年6月4日                                       |
| 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類                   | 指定特定相談支援事業<br>指定障害児相談支援事業                       |
| 事業の主たる対象者                                      | 障害の種類定め無し                                       |
| 特定相談支援事業所番号又は障害児相談支援事業所番号                      | 特定相談支援事業所番号2930800079<br>障害児相談支援事業所番号2970800245 |

**告示第76号**

平成24年6月15日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成24年6月8日

大和高田市長 吉田誠克

**告示第77号**

平成24年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年6月8日

大和高田市長 吉田誠克

記

## 1. この納税通知書の発送月日

平成24年4月9日

## 2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成24年5月1日

変更後 平成24年8月1日

## 3. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第78号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成24年6月15日

大和高田市長 吉田誠克

## 1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2. 処分対象自転車等の保管場所  
大和高田市曾大根  
大和高田市高架下自転車保管所
- 3. 処分年月日  
平成24年7月1日
- 4. 処分対象自転車等の移動年月日  
平成24年3月5日、同月8日、同月14日、同月15日、同月21日、同月26日、同月29日

**告示第79号**

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第8条の規定により次の公印を作成しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

平成24年6月21日

大和高田市長 吉田 誠 克

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 公印の名称   | 市長印                              |
| ひな型番号   | 23                               |
| 寸法      | 縦3mm 横15mm                       |
| 作成する理由  | 中長期在留者及び特別永住者の居住地等届出に関する事務に使用する為 |
| 使用開始年月日 | 平成24年7月9日                        |
| 印影      |                                  |

**告示第81号**

平成24年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成24年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成24年度大和高田市一般会計補正予算(第2号)

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

| 款              | 項        | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------------|----------|------------|--------|------------|
| 9. 地方交付税       |          | 6,670,000  | 42,300 | 6,712,300  |
|                | 1. 地方交付税 | 6,670,000  | 42,300 | 6,712,300  |
| 16. 寄附金        |          | 1          | 2,000  | 2,001      |
|                | 1. 寄附金   | 1          | 2,000  | 2,001      |
| 18. 諸収入        |          | 234,865    | 72     | 234,937    |
|                | 4. 雑入    | 219,165    | 72     | 219,237    |
| 補正されなかった科目に係る額 |          | 14,835,134 | 0      | 14,835,134 |
| 歳入合計           |          | 21,740,000 | 44,372 | 21,784,372 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款              | 項        | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------------|----------|------------|--------|------------|
| 2. 総務費         |          | 1,799,389  | 42,372 | 1,841,761  |
|                | 1. 総務管理費 | 1,306,237  | 72     | 1,306,309  |
|                | 2. 徴税費   | 331,436    | 42,300 | 373,736    |
| 3. 民生費         |          | 9,804,456  | 2,000  | 9,806,456  |
|                | 2. 児童福祉費 | 3,185,571  | 2,000  | 3,187,571  |
| 補正されなかった科目に係る額 |          | 10,136,155 | 0      | 10,136,155 |
| 歳出合計           |          | 21,740,000 | 44,372 | 21,784,372 |

**告示第82号**

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成24年6月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

| 整理番号 | 名称    | 種類  | 数量 | 設置場所 | 除却日  | 保管開始日 | 保管場所    |
|------|-------|-----|----|------|------|-------|---------|
| 1    | 幸福実現党 | はり札 | 1  | 中今里町 | 5/10 | 5/10  | 雲梯町資材置場 |
| 2    | 幸福実現党 | はり札 | 2  | 今里町  | 5/18 | 5/18  | 雲梯町資材置場 |

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

**告示第83号**

平成24年度軽自動車税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年6月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- この納税通知書の発送年月日  
平成24年5月2日
- この公示送達により変更する納期限  
変更前 平成24年5月31日  
変更後 平成24年8月1日
- 送達を受けるべき者  
市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第84号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2. 移動年月日

平成24年6月5日、同月7日、同月12日、同月13日、同月18日、同月21日、同月28日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話(0745)22-1101(代表)

### 告示第86号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成24年7月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成24年7月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日、処分する自転車等

平成23年12月6日移動分 市役所前の掲示場に掲示済み。

平成24年3月14日移動分 原動機付自転車 御所市か 20-53

|            |
|------------|
| <b>公 告</b> |
|------------|

**公告第51号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年6月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

|   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 工事名           | 片塩中学校学校間仕切設置工事   |
| 2 | 工事場所          | 大和高田市中三倉堂2丁目地内   |
| 3 | 工事期間          | 契約締結の日から平成24年8月31日（金）まで  |
| 4 | 工事内容          | 入札説明書（仕様書）のとおりに  |
| 5 | 入札参加資格要件      | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。</p>  |
| 6 | 競争入札参加資格確認の申請 | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間           平成24年6月8日（金）から平成24年6月12日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間           午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所           大和高田市大中100番地の1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p> |
| 7 | 競争入札参加資格の確認通知 | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日           平成24年6月13日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。   |
| 8 入札説明書(仕様書)の配布       | 入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。<br>(1) 配布の期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月12日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。<br>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1<br>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)   |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | 入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。<br>(1) 受付期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月15日(金)まで<br>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで<br>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br>FAX 0745-49-0053<br>(4) 回答期限 平成24年6月18日(月)午後5時まで<br>回答は、原則質問者に対してのみ行います。           |
| 10 入札書の提出方法           | 入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。<br>(1) 期限 平成24年6月21日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。<br>(2) 郵送先 〒635-8799<br>大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留<br>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。 |
| 11 入札書への記載            | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。   |
| 12 入札保証金              | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。  |
| 13 開札の日時等             | 入札書の開札は、次のとおり行います。<br>(1) 日時 平成24年6月22日(金)午前9時00分<br>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室<br>(3) 開札結果等の公表<br>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。   |
| 14 入札の無効              | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札  |
| 15 落札者の決定             | 落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。  |
| 16 契約保証金              | 免除します。   |
| 17 最低制限基準比較価格         | ¥4,690,000円(消費税等抜き)  |
| 18 前金払                | 大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。   |

|        |  |
|--------|--|
| 19 部分払 | 大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 20 その他 | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。 |

**公告第52号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年6月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1 工事名           | 土庫小学校便所改修工事  |
| 2 工事場所          | 大和高田市土庫3丁目地内   |
| 3 工事期間          | 契約締結の日から平成24年8月31日(金)まで  |
| 4 工事内容          | 入札説明書(仕様書)のとおり   |
| 5 入札参加資格要件      | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。<br>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。<br>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。<br>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。<br>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。<br>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。<br>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。<br>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。<br>(8) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。    |
| 6 競争入札参加資格確認の申請 | この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。<br>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。<br>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。<br>(3) 受付期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月12日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。<br>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1<br>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣) |
| 7 競争入札参加資格の確認通知 | 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。<br>(1) 郵送日 平成24年6月13日(水)<br>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | <p>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>  |
| 8 入札説明書(仕様書)の配布       | <p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月12日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p>   |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月15日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br/>FAX0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年6月18日(月)午後5時まで<br/>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>        |
| 10 入札書の提出方法           | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年6月21日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留<br/>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 11 入札書への記載            | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>   |
| 12 入札保証金              | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>  |
| 13 開札の日時等             | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年6月22日(金)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表<br/>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>  |
| 14 入札の無効              | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>  |
| 15 落札者の決定             | <p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>  |
| 16 契約保証金              | <p>免除します。</p>   |
| 17 最低制限基準比            | <p>¥1,610,000円(消費税等抜き)</p>  |

|   |  |
|---|--|
| 較価格   |  |
| 18 前金払  | 大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 19 部分払  | 大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 20 その他  | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。   |
| <b>公告第53号</b>   |  |
| 次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。 |  |
| 平成24年6月8日   |  |
| 大和高田市長 吉田 誠 克   |  |
| 1 工事名   | 曙町共同浴場解体工事   |
| 2 工事場所  | 大和高田市曙町地内  |
| 3 工事期間  | 契約締結の日から平成24年10月31日(水)まで   |
| 4 工事内容  | 入札説明書(仕様書)のとおり   |
| 5 入札参加資格要件  | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。<br>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。<br>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がA、B又はCであること。<br>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。<br>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。<br>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。<br>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。<br>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。                                    |
| 6 競争入札参加資格確認の申請   | この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。<br>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。<br>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。<br>(3) 受付期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月12日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。<br>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1<br>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣) |
| 7 競争入札参加資格の   | 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 確認通知                  | (1) 郵送日 平成24年6月13日(水)<br>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。<br>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。  |
| 8 入札説明書(仕様書)の配布       | 入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。<br>(1) 配布の期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月12日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。<br>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1<br>大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)   |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | 入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。<br>(1) 受付期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月15日(金)まで<br>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで<br>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br>FAX 0745-49-0053<br>(4) 回答期限 平成24年6月18日(月)午後5時まで<br>回答は、原則質問者に対してのみ行います。            |
| 10 入札書の提出方法           | 入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。<br>(1) 期限 平成24年6月21日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。<br>(2) 郵送先 〒635-8799<br>大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留<br>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。 |
| 11 入札書への記載            | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。  |
| 12 入札保証金              | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。   |
| 13 開札の日時等             | 入札書の開札は、次のとおり行います。<br>(1) 日時 平成24年6月22日(金)午前10時00分<br>(2) 場所 中和広域消防高田消防署 2階会議室 (市役所西隣)<br>(3) 開札結果等の公表<br>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。  |
| 14 入札の無効              | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札   |
| 15 落札者の決定             | 落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。   |
| 16 契約保証金              | 免除します。  |

|               |  |
|---------------|--|
| 17 最低制限基準比較価格 | ¥7,410,000円(消費税等抜き)  |
| 18 前金払        | 大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 19 部分払        | 大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 20 その他        | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。 |

**公告第54号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年6月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1 工事名           | 浮孔保育所耐震改修工事  |
| 2 工事場所          | 大和高田市西三倉堂1丁目地内   |
| 3 工事期間          | 契約締結の日から平成24年10月31日(水)まで   |
| 4 工事内容          | 入札説明書(仕様書)のとおり   |
| 5 入札参加資格要件      | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。<br>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。<br>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がAであること。<br>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。<br>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。<br>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。<br>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。   |
| 6 競争入札参加資格確認の申請 | この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。<br>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。<br>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。<br>(3) 受付期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月12日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。<br>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1<br>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣) |
| 7 競争入札参加資格の     | 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。   |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 確認通知                  | (1) 郵送日 平成24年6月13日(水)<br>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。<br>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。  |
| 8 入札説明書(仕様書)の配布       | 入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。<br>(1) 配布の期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月12日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。<br>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1<br>大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)   |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | 入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。<br>(1) 受付期間 平成24年6月8日(金)から平成24年6月15日(金)まで<br>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで<br>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br>FAX 0745-49-0053<br>(4) 回答期限 平成24年6月18日(月)午後5時まで<br>回答は、原則質問者に対してのみ行います。            |
| 10 入札書の提出方法           | 入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。<br>(1) 期限 平成24年6月21日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。<br>(2) 郵送先 〒635-8799<br>大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留<br>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。 |
| 11 入札書への記載            | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。  |
| 12 入札保証金              | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。   |
| 13 開札の日時等             | 入札書の開札は、次のとおり行います。<br>(1) 日時 平成24年6月22日(金)午前11時00分<br>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室<br>(3) 開札結果等の公表<br>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。   |
| 14 入札の無効              | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札   |
| 15 落札者の決定             | 落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。   |
| 16 契約保証金              | 免除します。  |

|               |  |
|---------------|--|
| 17 最低制限基準比較価格 | ¥28,210,000円(消費税等抜き)   |
| 18 前金払        | 大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 19 部分払        | 大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 20 その他        | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。 |

**公告第55号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年6月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1 工事名           | 菅原幼稚園火災復旧工事   |
| 2 工事場所          | 大和高田市大字吉井地内   |
| 3 工事期間          | 契約締結の日から平成24年8月31日(金)まで   |
| 4 工事内容          | 入札説明書(仕様書)のとおり  |
| 5 入札参加資格要件      | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。<br>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。<br>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がAであること。<br>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。<br>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。<br>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。<br>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。  |
| 6 競争入札参加資格確認の申請 | この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。<br>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。<br>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。<br>(3) 受付期間 平成24年6月14日(木)から平成24年6月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。<br>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1<br>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣) |
| 7 競争入札参加資格の確認通知 | 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。<br>(1) 郵送日 平成24年6月19日(火)   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>   |
| 8 入札説明書(仕様書)の配布       | <p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年6月14日(木)から平成24年6月18日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p>   |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年6月14日(木)から平成24年6月22日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年6月25日(月)午後5時まで<br/>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>       |
| 10 入札書の提出方法           | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年6月28日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留<br/>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 11 入札書への記載            | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>  |
| 12 入札保証金              | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>   |
| 13 開札の日時等             | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年6月29日(金)午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表<br/>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>  |
| 14 入札の無効              | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>   |
| 15 落札者の決定             | <p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>   |
| 16 契約保証金              | <p>免除します。</p>  |
| 17 最低制                | <p>¥7,850,000円(消費税等抜き)</p>   |

|         |  |
|---------|--|
| 限基準比較価格 |  |
| 18 前金払  | 大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 19 部分払  | 大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 20 その他  | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。 |

**公告第56号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年6月20日

大和高田市長 吉田誠克

**公告第57号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年6月22日

大和高田市長 吉田誠克

|               |   |
|---------------|---|
| 1 業務名         | 測量業務委託（田井他）   |
| 2 業務場所        | 大和高田市田井他地内  |
| 3 履行期間        | 契約締結の日から平成24年8月31日（金）まで   |
| 4 業務内容        | 入札説明書（仕様書）のとおりに   |
| 5 入札参加資格要件    | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。<br>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の測量業務に登録されている者であること。<br>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。<br>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。<br>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。<br>(5) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。                         |
| 6 競争入札参加資格の申請 | この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。<br>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。<br>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。<br>(3) 受付期間 平成24年6月22日（金）から平成24年6月26日（火） |

|                       |  |
|-----------------------|--|
|                       | <p>まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>   |
| 7 競争入札参加資格の確認通知       | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年6月27日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>                  |
| 8 入札説明書(仕様書)の閲覧等      | <p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年6月22日(金)から平成24年6月29日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>   |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年6月22日(金)から平成24年7月2日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後1時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年7月2日(月)午後5時まで<br/>回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>       |
| 10 入札書の提出方法           | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年7月5日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留<br/>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 11 入札書への記載            | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>  |
| 12 入札保証金              | <p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>   |
| 13 開札の日時等             | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年7月6日(金)午前9時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表<br/>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>   |
| 14 入札の無効              | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前</p>   |

|               |  |
|---------------|--|
|               | に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札   |
| 15 落札者の決定     | 落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。  |
| 16 契約保証金      | 免除します。   |
| 17 最低制限基準比較価格 | ¥1,250,000円(消費税等抜き)  |
| 18 前金払        | 大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。   |
| 19 部分払        | 大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。   |
| 20 その他        | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。 |

**公告第58号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年6月22日

大和高田市長 吉田誠克

|               |   |
|---------------|---|
| 1 業務名         | 消防設備定期点検業務(市内8小学校)  |
| 2 業務場所        | 大和高田市旭北町他7地内  |
| 3 業務期間        | 契約締結の日から平成25年3月29日(金)まで   |
| 4 業務内容        | 入札説明書(仕様書)のとおり  |
| 5 入札参加資格要件    | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。<br>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿(建物管理業務)に登録されている者であること。<br>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。<br>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。<br>ア) 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者<br>イ) 「消防設備点検資格者の第1種」、「第4類及び5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第7類」の資格を有する者<br>ウ) 「消防設備点検有資格者の第2種」、「第1類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第6類」の資格を有する者<br>エ) 「第1類、第4類及び第5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「第6類、第7類の消防設備士乙種」の資格を有する者<br>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。<br>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。<br>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 |
| 6 競争入札参加資格の申請 | この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することが  |

|                        |   |
|------------------------|---|
|                        | <p>できません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 入札参加資格要件 5(3)に定める有資格者であることを証する写しを申請書と同時に提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年6月22日(金)から平成24年6月28日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> |
| 7 競争入札参加資格の確認通知        | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年6月29日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>   |
| 8 入札説明書(仕様書)の配布        | <p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年6月22日(金)から平成24年6月28日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>  |
| 9 前回の報告書の閲覧            | <p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成24年7月4日(水)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p>   |
| 10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月5日(木)から平成24年7月6日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年7月9日(月)午後5時まで</p>  |
| 11 入札書の提出方法            | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年7月12日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留<br/>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>  |
| 12 入札書への記載             | <p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>   |
| 13 入札保                 | <p>免除します。</p>   |

|           |   |
|-----------|---|
| 証金        |   |
| 14 開札の日時等 | 入札書の開札は、次のとおり行います。<br>(1) 日時 平成24年7月13日(金) 午前9時00分<br>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室<br>(3) 開札結果等の公表<br>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。                            |
| 15 入札の無効  | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札 |
| 16 落札者の決定 | 落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。   |
| 17 契約保証金  | 大和高田市契約規則第30条によるものとします。   |
| 18 最低制限価格 | 設定しません。   |
| 19 その他    | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。<br>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。   |

**公告第59号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

|            |  |
|------------|--|
| 1 業務名      | 消防設備定期点検業務(市内3中学校・市内7公立幼稚園・市内8公立保育所)   |
| 2 業務場所     | 大和高田市大中東町他17地内   |
| 3 業務期間     | 契約締結の日から平成25年3月29日(金)まで  |
| 4 業務内容     | 入札説明書(仕様書)のとおりに  |
| 5 入札参加資格要件 | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。<br>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿(建物管理業務)に登録されている者であること。<br>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。<br>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。<br>ア 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者<br>イ 「消防設備点検資格者の第1種」、「第4類及び5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第7類」の資格を有する者<br>ウ 「消防設備点検有資格者の第2種」、「第1類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第6類」の資格を有する者<br>エ 「第1類、第4類及び第5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「第6類、第7類の消防設備士乙種」の資格を有する者 |

|                        |   |
|------------------------|---|
|                        | <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>  |
| 6 競争入札参加資格の申請          | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 入札参加資格要件 5(3)に定める有資格者であることを証する写しを申請書と同時に提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年6月22日(金)から平成24年6月28日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> |
| 7 競争入札参加資格の確認通知        | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年6月29日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>   |
| 8 入札説明書(仕様書)の配布        | <p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年6月22日(金)から平成24年6月28日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>  |
| 9 前回の報告書の閲覧            | <p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成24年7月4日(水)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p>  |
| 10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月5日(木)から平成24年7月6日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年7月9日(月)午後5時まで</p>  |
| 11 入札書                 | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| の提出方法      | <p>(1) 期限 平成24年7月12日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799<br/>大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留<br/>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p> |
| 12 入札書への記載 | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。  |
| 13 入札保証金   | 免除します。  |
| 14 開札の日時等  | <p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年7月13日（金）午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表<br/>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>                                    |
| 15 入札の無効   | <p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>        |
| 16 落札者の決定  | 落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。   |
| 17 契約保証金   | 大和高田市契約規則第30条によるものとします。   |
| 18 最低制限価格  | 設定しません。   |
| 19 その他     | <p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>  |

**公告第60号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

|            |   |
|------------|---|
| 1 業務名      | 特殊建築物定期調査業務及び建築設備定期検査業務（市内8小学校）   |
| 2 業務場所     | 大和高田市旭北町他7地内  |
| 3 業務期間     | 契約締結の日から平成24年12月25日（火）まで  |
| 4 業務内容     | 入札説明書（仕様書）のとおりに   |
| 5 入札参加資格要件 | <p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されている</p> |

|                        |  |
|------------------------|--|
|                        | <p>者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>  |
| 6 競争入札参加資格の申請          | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年6月22日(金)から平成24年6月27日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> |
| 7 競争入札参加資格の確認通知        | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年6月28日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>  |
| 8 入札説明書(仕様書)の配布        | <p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年6月22日(金)から平成24年6月27日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>   |
| 9 前回の報告書の閲覧            | <p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成24年7月3日(火)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p>   |
| 10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月4日(水)から平成24年7月5日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年7月9日(月)午後5時まで</p>   |
| 11 入札書                 | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
| の提出方法       | (1) 期限 平成24年7月12日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。<br>(2) 郵送先 〒635-8799<br>大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留<br>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。 |
| 1.2 入札書への記載 | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。   |
| 1.3 入札保証金   | 免除します。   |
| 1.4 開札の日時等  | 入札書の開札は、次のとおり行います。<br>(1) 日時 平成24年7月13日（金）午前9時30分<br>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室<br>(3) 開札結果等の公表<br>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。                                       |
| 1.5 入札の無効   | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札           |
| 1.6 落札者の決定  | 落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。   |
| 1.7 契約保証金   | 大和高田市契約規則第30条によるものとします。  |
| 1.8 最低制限価格  | 設定しません。  |
| 1.9 その他     | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。<br>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。  |

**公告第61号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年6月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

|            |  |
|------------|--|
| 1 業務名      | 特殊建築物定期調査業務（市立商業高校・市内3中学校）及び建築設備定期検査業務（市立商業高校・市内3中学校・市内7公立保育所）                         |
| 2 業務場所     | 大和高田市材木町他10地内  |
| 3 業務期間     | 契約締結の日から平成24年12月25日（火）まで   |
| 4 業務内容     | 入札説明書（仕様書）のとおりに  |
| 5 入札参加資格要件 | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。<br>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されている |

|                        |  |
|------------------------|--|
|                        | <p>者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>  |
| 6 競争入札参加資格の申請          | <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年6月22日(金)から平成24年6月27日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> |
| 7 競争入札参加資格の確認通知        | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年6月28日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>  |
| 8 入札説明書(仕様書)の配布        | <p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年6月22日(金)から平成24年6月27日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>   |
| 9 前回の報告書の閲覧            | <p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成24年7月3日(火)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1<br/>大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p>   |
| 10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月4日(水)から平成24年7月5日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br/>FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年7月9日(月)午後5時まで</p>   |
| 11 入札書                 | <p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>   |

|            |  |
|------------|--|
| の提出方法      | (1) 期限 平成24年7月12日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。<br>(2) 郵送先 〒635-8799<br>大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留<br>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。 |
| 12 入札書への記載 | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。   |
| 13 入札保証金   | 免除します。   |
| 14 開札の日時等  | 入札書の開札は、次のとおり行います。<br>(1) 日時 平成24年7月13日（金）午前9時40分<br>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室<br>(3) 開札結果等の公表<br>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。                                       |
| 15 入札の無効   | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札           |
| 16 落札者の決定  | 落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。   |
| 17 契約保証金   | 大和高田市契約規則第30条によるものとします。  |
| 18 最低制限価格  | 設定しません。  |
| 19 その他     | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。<br>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。  |

**公告第62号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

|            |   |
|------------|---|
| 1 工事名      | 高5枝北片塩町地内管渠工事（73）・給配水管移設工事（G73）・配水管布設替工事（北片塩町）  |
| 2 工事場所     | 大和高田市北片塩町地内   |
| 3 工事期間     | 契約締結の日から平成24年11月30日（金）まで  |
| 4 工事内容     | 入札説明書（仕様書）のとおりに   |
| 5 入札参加資格要件 | この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。<br>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること |

|                       |   |
|-----------------------|---|
|                       | と。<br>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。<br>(3) 平成24年度大和高田市格付け等級がCであること。<br>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。<br>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。<br>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。<br>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。<br>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。  |
| 6 競争入札参加資格の申請         | この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。<br>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。<br>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。<br>(3) 受付期間 平成24年6月29日(金)から平成24年7月3日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。<br>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地1<br>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣) |
| 7 競争入札参加資格の確認通知       | 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。<br>(1) 郵送日 平成24年7月4日(水)<br>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。<br>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。   |
| 8 入札説明書(仕様書)の閲覧等      | 入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。<br>(1) 閲覧等の期間 平成24年6月29日(金)から平成24年7月6日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。<br>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1<br>大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)   |
| 9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答 | 入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。<br>(1) 受付期間 平成24年6月29日(金)から平成24年7月6日(金)まで<br>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで<br>(3) 送信先 大和高田市環境建設部契約監理室<br>FAX 0745-49-0053<br>(4) 回答期限 平成24年7月9日(月)午後5時まで<br>回答は、質問者に対してのみ行います。   |
| 10 入札書                | 入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。   |

|             |  |
|-------------|--|
| の提出方法       | (1) 期限 平成24年7月12日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。<br>(2) 郵送先 〒635-8799<br>大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留<br>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。 |
| 1.1 入札書への記載 | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。   |
| 1.2 入札保証金   | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。  |
| 1.3 開札の日時等  | 入札書の開札は、次のとおり行います。<br>(1) 日時 平成24年7月13日（金）午前10時30分<br>(2) 場所 中和広域消防高田消防署 2階会議室<br>(3) 開札結果等の公表<br>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。   |
| 1.4 入札の無効   | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札                  |
| 1.5 落札者の決定  | 落札者は、最低制限価格以上かつ予定価格以下の範囲において最低の価格をもって入札を行った者とします。  |
| 1.6 契約保証金   | 免除します。   |
| 1.7 最低制限基準  | ¥16,050,000円（消費税等抜き）   |
| 1.8 前金払     | 大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 1.9 部分払     | 大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。   |
| 2.0 その他     | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。  |

**公告第63号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年7月4日

大和高田市長 吉田 誠 克

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 1 件 名  | 給配水管漏水調査業務委託          |
| 2 履行場所 | 市内全域                  |
| 3 履行期間 | 契約締結日から平成24年11月30日まで  |
| 4 履行内容 | 仕様書のとおり               |
| 5 入札参加 | 次に掲げるすべての要件を満たしていること。 |

|                              |  |
|------------------------------|--|
| <p>資格要件</p>                  | <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。<br/>                 (2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けていない者であること。<br/>                 (3) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。<br/>                 (4) 平成24年度本市競争入札参加資格者名簿の漏水調査業務に登録していること。<br/>                 (5) 過去3年度(平成21年4月1日から平成24年3月31日まで)に市町村(特別区を含む。)の上水道事業の給配水管漏水調査業務を元請けで履行実績を有する者であること。<br/>                 (6) プライバシーマーク(略称:Pマーク)の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム(略称:ISMS)適合性評価制度の認証を受けた者であること。</p>   |
| <p>6 競争入札参加資格の申請</p>         | <p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。<br/>                 (2) 上記「5 入札参加資格要件」の(5)についてはこの要件を満たす業務の契約書、(6)についてはこれを証する書類の写しを、提出してください。<br/>                 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。<br/>                 (4) 受付期間 平成24年7月4日(水)から平成24年7月13日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。<br/>                 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br/>                 (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1<br/>                 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> |
| <p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>       | <p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年7月17日(火)<br/>                 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知<br/>                 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。<br/>                 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知<br/>                 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>  |
| <p>8 入札説明書(仕様書)等の配布</p>      | <p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成24年7月4日(水)から平成24年7月13日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。<br/>                 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで<br/>                 (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地-1<br/>                 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)<br/>                 (4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>  |
| <p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p> | <p>入札説明書(仕様書)についての質疑は、FAXにより次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年7月4日(水)から平成24年7月19日(木)まで<br/>                 (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで<br/>                 (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室<br/>                 FAX 0745-49-0053<br/>                 (4) 回答方法及び期日</p>   |

|             |  |
|-------------|--|
|             | 回答は、質問者にのみFAXにより随時行うものとし、平成24年7月20日(金)午後5時までに完了するものとする。  |
| 10 入札書の提出方法 | 入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。<br>(1) 期限 平成24年7月25日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。<br>(2) 郵送先 〒635-8799<br>大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留<br>大和高田市役所 環境建設部 契約監理室<br>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留または特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。 |
| 11 入札書への記載  | 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。   |
| 12 入札保証金    | 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。  |
| 13 開札の日時等   | 入札書の開札は、次のとおり行います。<br>(1) 日時 平成24年7月26日(木) 午前11時00分<br>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室   |
| 14 入札の無効    | 無効の入札については、次のとおりとします。<br>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札<br>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札<br>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札  |
| 15 落札者の決定   | 落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。   |
| 16 契約保証金    | 免除します。   |
| 17 最低制限価格   | 設定しません。  |
| 18 開札結果等の公表 | 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。   |
| 19 その他      | (1) 大和高田市入札者心得に準拠する。<br>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。<br>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。   |

### 教育委員会

#### 教育委員会告示第14号

大和高田市教育委員会7月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成24年6月28日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

記

日 時 平成24年7月3日(火) 午後2時00分

場 所 さざんかホール 4階 会議室

議案 第1号 後援願いについて  
第2号 その他

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第14号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年7月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成24年7月13日(金) 午前9時00分
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 在外選挙人名簿の抹消について  
第3号 その他

**農業委員会**

**農業委員会告示第7号**

大和高田市農業委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

平成24年6月28日

大和高田市農業委員会

会長 高井信安

- 日時 平成24年7月11日(水) 午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 畑作転換申請の承認について  
第2号 生産緑地の主たる従事者証明について  
第3号 使用貸借権の消滅について  
第4号 専決処分報告について

**公営企業**

**水道事業告示第5号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成24年7月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田誠克

|      |       |                   |
|------|-------|-------------------|
| 業者名  | 代表者名  | 所在地               |
| ユニスイ | 鶴田 祐司 | 奈良県香芝市旭ヶ丘2丁目17-18 |